

やまがた社会貢献基金への寄付を目的とした
商品の販売及びロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまがた社会貢献基金（以下「基金」という。）の趣旨に賛同し、基金への寄付の機運醸成及び県民の社会貢献意識を高めるため、売上げの一部を基金に寄付することを明示した商品（以下「寄付つき商品」という。）の販売並びに基金の名称及びロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付つき商品の範囲等)

第2条 寄付つき商品は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を含むもの又は社会問題その他についての主義若しくは主張に当たるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出が必要な営業に係るもの
- (7) 消費者金融、たばこに係るもの（禁煙やタバコの健康被害に係るものを除く。）
- (8) 比較広告、懸賞広告、クーポン付き広告及びギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係るもの
- (9) 水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）
- (10) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 事実誤認のおそれがあるもの
- (14) 内容について県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (15) その他寄付つき商品とすることが適当でないと認められるもの

2 原則として次に掲げる者又は企業等は、寄付つき商品を販売することができない。

- (1) 法令等に違反した者又は企業等
- (2) 県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (3) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員（かつて構成員だった者を含む。）若しくは暴力団関係者の統制下にある企業等
- (4) その存在や活動実態が明確でない企業等
- (5) その他寄付つき商品販売者として適当でないと認められるもの

(禁止表現)

第3条 寄付つき商品の販売の広報は次の各号に掲げる表現等を使用することができない。

- (1) 県の情報と誤解するおそれがあるもの
- (2) その他表現が適当でないと認められるもの

(販売者の募集)

第4条 県は、広報媒体により寄付つき商品の販売者を広く募集するものとする。

(寄付つき商品販売等の申込み)

第5条 寄付つき商品の販売及びロゴマークの使用を希望する者（以下「申込者」という。）は、県が別途指定する様式により、県に申し込むものとする。

(承認)

第6条 県は、前条の規定による申込みがあったときは、第2条の規定に基づき審査し支障がないと判断したときは、寄付つき商品の販売及びロゴマークの使用を承認するものとする。

- 2 前項の規定による承認の期間は、原則として3年以内とする。
- 3 県は、第1項の規定により承認したとき又は承認しないときは、申込者に通知する。

(協定書の締結)

第7条 前条により承認された者（以下「販売者」という。）は、寄付つき商品の販売及びロゴマークの使用に関する詳細を県と協議し、協定を締結するものとする。

(寄付金)

第8条 寄付金の納入は、県の会計年度毎に1回以上、期日を定めて行うものとする。

- 2 やむを得ない事情により、前項の方法により納入できない場合は、県及び販売者が協議して納入方法を決定するものとする。
- 3 寄付金は、山形県社会貢献活動促進基金実施要領第2条及び第3条の規定により受け入れるものとする。

(承認の取消し)

第9条 県は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに承認を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定により指定した日までに寄付金が納入されないとき
 - (2) 第5条の規定による申込みの内容等が第2条第1項に反すること又は虚偽であることが判明した場合
 - (3) 販売者が第2条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合
- 2 県は、前項の規定により承認を取消した場合は、当該販売者に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 販売者は、自己の都合により販売を中止することができるものとする。

2 前項の規定により販売を中止しようとするときは、書面により県に申し出なければならない。

(販売者の責務)

第 11 条 販売者は、寄付つき商品の販売に関する一切の責任を負うものとする。

2 販売者は、寄付つき商品の販売により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(費用の負担)

第 12 条 寄付つき商品の販売に要する製作費、設置費等の費用は、販売者等が負担するものとする。

(協議)

第 13 条 寄付つき商品の販売について疑義が生じた場合は、県と販売者の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 14 条 寄付つき商品の販売に関する訴訟は、山形地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 15 条 寄付つき商品の販売は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 30 日から施行する。